

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 25 日（水）

## 令和 7 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 特別会議室

### ○ 議事日程

- 第 1 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 29 号 非農地証明願について
- 第 3 議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 4 議案第 31 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 5 議案第 32 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 6 議案第 33 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第 7 報告第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ届出の報告について
- 第 8 報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第 9 報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

## 出席委員

|      |    |    |   |      |    |    |   |
|------|----|----|---|------|----|----|---|
| 1 番  | 石坂 | 豊治 | 君 | 8 番  | 原田 | 勝幸 | 君 |
| 2 番  | 齋藤 | 和子 | 君 | 9 番  | 廣瀬 | 正実 | 君 |
| 3 番  | 柿澤 | 博  | 君 | 10番  | 野中 | 清  | 君 |
| 4 番  | 大竹 | 孝一 | 君 | 11番  | 杉本 | 剛昭 | 君 |
| 5 番  | 小西 | 利章 | 君 | 12番  | 朝倉 | 直芳 | 君 |
| 6 番  | 今井 | 英夫 | 君 | 13番  | 村越 | 重芳 | 君 |
| 7 番  | 吉田 | 恵子 | 君 | 14番  | 小澤 | 昇  | 君 |
| 区域 1 | 市川 | 芳男 | 君 | 区域 3 | 三橋 | 清高 | 君 |

## 事務局職員出席者

|      |    |    |   |
|------|----|----|---|
| 事務局長 | 岡崎 | 貴裕 | 君 |
| 局長補佐 | 松澤 | 一樹 | 君 |

午後 2 時03分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。6 番今井英夫委員、10番野中清委員、以上のご両名によりようお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第28号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

9 番廣瀬委員より、報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第28号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 6 月11日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、958㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び車両置場です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砂利敷とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、隣接する民家の境界から1.5メートルの範囲を空地とし、境界にはブロック土留及び万能鋼板を新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 譲受人の事務所は、東京都内にありますが、湘南地区を中心に事業をしており、また、自宅兼事務所が市内にあることから、自宅兼事務所の近くで事業用地を探していたところ、適地が見つかったので申請するに至ったものです。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第29号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

5番小西委員より、報告をお願いいたします。

○5番（小西利章君） 議案第29号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和7年6月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、297㎡でございます。

当該地は、10年以上前から山林となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「山林」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第29号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。1 番案件については、区域 3 三橋委員より、2 番案件については、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域 3（三橋清高君） 議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による意見聴取について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、1 筆、現況畑、544㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和10年 7 月31日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、市川委員より、報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の農地は、1 筆、現況畑、484㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和12年 7 月31日までとなり、新たに 5 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第30号、農地中間管理

事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件及び2番案件を報告のとおり、承認することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第4、議案第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

5番小西委員より報告をお願いいたします。

○5番(小西利章君) 議案第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

被相続人が、令和6年11月20日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和7年6月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

相続人は、6筆、合計3,309㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、1筆、畑、519㎡につきましては、トウモロコシが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、958㎡につきましては、枝豆が作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、528㎡につきましては、パクチーが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、439㎡につきましては、レタス、キャベツが作付けされているほか、準備中でした。

2筆、いずれも現況畑、合計865㎡につきましては、一体として耕作されており、ハウスでトマト、小松菜が作付けされているほか、キュウリ、ナスが作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、草刈機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人45歳、従事日数300日、専業、配偶者44歳、従事日数280日、専業、母79歳、従事日数150日、専業でございます。以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問がございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から4番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

5番小西委員より報告をお願いいたします。

○5番（小西利章君） 議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番から4番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

まず、最初に1番案件について、ご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

令和7年6月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計772㎡につきましては、一体として耕作されており、インゲン、トマト、枝豆、落花生などが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人76歳、従事日数240日、専業、配偶者74歳、従事日数240日、専業、長男46歳、従事日数240日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

令和7年6月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計1,016㎡につきましては、一体として耕作されており、ナス、ヤマモ、ネギ、アスパラガス、トウモロコシが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、チップパー、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人53歳、従事日数150日、兼業、配偶者57歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

令和7年6月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも現況畑、合計313.94㎡につきましては、一体として耕作されており、イチジク、クルミ、ブロッコリー、キャベツ、らっきょう、ネギ、などが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人83歳、従事日数360日、専業、配偶者82歳、従事日数360日、専業、子53歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続いて、4番案件をご報告いたします。

～4番案件について内容を説明～

令和7年6月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

5筆、いずれも現況畑、合計2,008㎡につきましては、一体として耕作されており、サツマイモ、サトイモ、枝豆、ナスが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、トラック、管理機、動力噴霧器、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人91歳、従事日数300日、専業、子61歳、従事日数300日、専業、子の配偶者69歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までを報告のとおり、証明することを決定するにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第33号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域3三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第33号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

本案件は、申出事由の生じた者が、令和7年3月21日に故障により営農不可能となったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申出事由の生じた者が、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、申出事由の生じた者、ご本人でございます。

令和7年6月16日、事務局2名と現地調査をいたしました。

買い取り申し出地は、2筆、いずれも現況畑、合計552㎡でございます。

現地は、一体として耕作されており、枝豆、スイカが作付けされており、イチジク、レモンが肥培管理されているほか、一部準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案は、主たる従事者が死亡したものではなく、いわゆる故障認定によるものです。申出者からは、病気により農作業に従事することが不可能である

旨の診断書が出ております。これを受けまして、茅ヶ崎市に相談をしたところ生産緑地法施行規則に基づく、故障の認定がなされましたので申請に至ったものです。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第33号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを、報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、報告第15号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げ届出の報告について、日程第8、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第9、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第15号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げの届出の報告について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和7年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会において承認をいただき、神奈川県知事に許可相当として意見進達した案件でございます。

申請目的は、資材置場でございました。

計画を縮小するため、一旦取り下げることを決め、令和7年6月10日に取下げの届出が提出されたものでございます。

続きまして、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は、8ページ、1番案件から6番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、境内地、共同住宅敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決

処分 の 報告 について ご説明 いた します。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は9ページから10ページまで、1番案件から18番案件まで、転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第15号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げ届出の報告について、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時28分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員